空港周辺では ドローンの飛行が禁止 されています。

ドローンの飛行は、

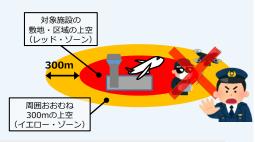
航空法&小型無人機等飛行禁止法で規制されているよ! 飛行には**両法の手続きが必要**だから忘れずにね!

小型無人機等飛行禁止法の規制 対象: 重量200g未満を含む全てのもの

8空港※では、その敷地及びその周囲おおむね300mの周辺地域の 上空でのドローン等の飛行が原則禁止されています。

※ 新千歳空港、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、大阪国際空港、 関西国際空港、福岡空港、那覇空港 (令和2年7月22日より)

飛行させたい場合、**空港管理者の同意**が必要となるほか、 都道府県公安委員会等への事前通報が必要です。



違反時の措置:警察官や空港管理者等が**飛行の中止などを指示**します。指示に従わない場合や

操縦者が不明な場合などには、飛行の妨害、機器の破損等を行うこともあります。

違反時の罰則:警察官や空港管理者等の指示に従わなかった場合、

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる場合があります。

(レッド・ゾーンでの飛行は指示の有無にかかわらず**罰則の対象**)





航空法の規制 対象: 重量200g以上のもの

空港郡辺では、ドローン等の飛行は原!際止されています。飛行させたい場合には、**国土交通大臣による許可**が必要です。

違反時の罰則:違反した場合、50万円以下の罰金に処せられる場合があります。

【無人航空機ヘルプデスク】 (受付時間:平日午前9時から午後5時まで) 電話:03-4588-6457 E-mail: hqt-jcab.mujin@mlit.go.jp

【国土交通省航空局HP】



◆日本語 English ▶ iii €

